

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和5年10月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく事業として、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 「特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き」 ・身体障害者手帳の交付申請の受理 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出、その届出に係る事実に関する審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還の受理 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳整備に関する事務
③システムの名称	障害者総合支援システム、SWAN福祉総合システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の11の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 辰巳 佳世	障がい福祉課長 西岡 充	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 西岡 充	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	Ⅳ リスク対策	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	Ⅳ リスク対策	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年6月30日	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年6月30日	事後	